

行政改革に関する懇談会の開催について

平成 24 年 5 月 1 日
内閣府特命担当大臣（行政刷新）決定

1. 趣旨

今後取り組むべき行政の改革・刷新全体に関する諸問題・諸課題について、副総理の下に有識者の参集を求め、大所高所からの指摘をいただくため、「行政改革に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 懇談会は、行政刷新会議の有識者議員その他の副総理が指名する有識者により構成し、副総理の主宰により開催する。
- (2) 懇談会は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 懇談会は、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

3. 庶務

懇談会の庶務は、行政刷新会議事務局において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において別途定める。